

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（教育委員会関係分抜粋）	福利・給与室	1 頁
○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	2 頁
○ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	2 頁
○ 平成17年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則	福利・給与室	9 頁
○ 平成17年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則	福利・給与室	9 頁
○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	7 頁

お 知 ら せ

平成17年11月30日付け三重県公報号外により、知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（三重県条例第87号）、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第90号）、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第91号）、

平成17年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則（三重県人事委員会規則第15号）、
三重県教育委員会規則第15号）、
平成17年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則（三重県人事委員会規則第16号）、並び
三重県教育委員会規則第16号）、及び
公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第17号）が、
三重県教育委員会規則第17号）が、
次のように交付されました。

（教育委員会関係分抜粋）

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を、ここに公布します。

平成十七年十一月三十日

三重県知事 野呂昭彦

三重県条例第八十七号

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（略）

（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「百分の二百三十」を「百分の二百三十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

（平成十七年十二月の期末手当の額の特例）

- 4 平成十七年十二月に支給する期末手当の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一般職に属する県職員との権衡を考慮して、同項ただし書の規定により得た額の範囲内で教育委員会が定める額とする。

（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年十一月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第九十号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に、「のうち一人までについてはそれぞれ」を「については一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千元」を削る。

第二十四条第二項中「その者に所属する」を削り、同項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を「百分の七十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の七十五」を加え、同項第二号中「勤労手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を「百分の三十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十」を加える。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第9条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
再任用職員以外の職員	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
36	352,700				
37	354,400				
38	356,100				
39	358,300				
40	360,300				
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考(一) この表は、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二(第9条関係)

中学校・小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	
	1	—	—	269,200	398,800	
	2	147,000	162,400	282,700	407,400	
	3	153,100	170,700	296,400	415,800	
	4	160,300	179,600	310,100	424,200	
	5	168,200	190,500	323,500	432,400	
	6	177,100	197,400	336,700	440,100	
	7	187,100	204,300	346,700	447,700	
	8	193,700	211,700	356,800	454,900	
	9	200,200	219,600	367,100	461,700	
	10	206,800	230,500	375,700	468,400	
	11	213,500	242,000	384,100	475,300	
	12	220,400	253,600	392,100	482,400	
	13	227,700	265,900	399,800	488,800	
	14	234,900	278,500	407,300	494,000	
	15	241,900	291,500	414,700	497,900	
再任用職員以外の職員	16	249,000	305,100	421,900		
	17	255,500	318,400	428,600		
	18	261,800	331,000	435,200		
	19	268,300	340,900	441,700		
	20	274,100	350,700	447,400		
	21	279,400	360,500	452,800		
	22	284,300	368,800	457,300		
	23	289,000	376,900	461,500		
	24	293,100	384,500	465,200		
	25	296,500	391,300	468,300		
	26	299,800	397,600	471,100		
	27	303,100	403,300			
	28	305,500	408,500			
	29	307,200	413,300			
	30	309,000	418,100			
	31	310,700	422,700			
	32	312,400	426,700			
	33	314,100	430,900			
		34		434,800		
		35		438,400		
		36		440,800		
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400	

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三(第9条関係)

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	264,300	305,800
	2	138,600	176,100	211,800	273,700	315,800
	3	144,000	182,400	219,000	283,100	325,800
	4	150,800	188,800	226,700	292,500	335,800
	5	157,400	195,500	234,800	302,200	345,700
	6	165,000	201,900	243,000	311,800	355,300
	7	172,600	208,500	251,300	321,500	364,800
	8	178,700	214,900	259,600	331,000	374,200
	9	184,800	221,700	267,900	340,400	383,700
	10	190,100	229,000	276,200	349,500	393,200
	11	195,500	235,900	284,400	358,600	402,600
	12	200,600	242,600	292,300	367,000	411,200
	13	205,500	249,000	300,200	375,500	419,300
再任用職員以外の職員	14	210,300	255,400	307,900	383,200	425,300
	15	214,700	260,900	315,100	389,300	431,000
	16	219,100	266,300	322,100	395,000	434,900
	17	223,200	271,300	328,500	399,600	438,500
	18	227,400	276,400	334,500	404,100	442,400
	19	230,800	280,800	338,400	407,900	446,000
	20	233,700	285,200	342,400	411,200	449,600
	21	236,700	288,400	345,700	414,700	
	22	239,000	290,900	348,400	418,100	
	23	240,700	293,200	351,000	421,500	
	24		294,800	353,300		
	25		296,600	355,600		
	26		298,300	357,600		
	27		300,200	359,700		
	28		301,900	361,800		
	29			364,000		
	30			366,200		
	再任用職員		187,800	214,800	252,600	300,000

備考 この表は、中学校、小学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	183 800	217 500	235 000	255 500	274 700	295 800	329 200	366 700
	2	134 000	170 200	190 800	225 500	243 900	264 300	283 900	305 800	341 200	378 700
	3	138 400	176 800	198 000	233 900	252 900	273 300	293 300	315 800	353 000	390 900
	4	142 800	183 800	205 000	242 800	261 500	282 400	303 100	326 100	364 800	403 000
	5	148 000	189 600	212 600	251 700	270 000	291 400	312 800	336 500	376 300	415 300
	6	153 800	194 900	220 400	260 100	278 600	300 600	322 600	346 800	387 700	427 200
	7	159 700	200 000	228 300	268 500	287 100	309 900	332 500	356 600	399 100	439 000
	8	166 000	205 100	235 700	276 800	295 500	319 100	342 100	366 100	410 700	450 200
	9	170 600	210 000	242 100	284 900	303 900	328 400	351 500	375 400	422 100	461 200
	10	174 000	214 400	248 400	292 700	312 200	337 600	360 700	384 700	432 800	471 800
	11	177 000	218 800	254 600	300 400	320 100	346 800	369 700	394 000	442 500	481 300
	12	179 700	223 000	260 100	307 700	327 500	356 000	378 300	403 200	451 900	490 000
	13	182 200	227 300	265 600	314 600	334 900	364 900	386 700	411 800	459 600	497 400
	14	184 200	230 500	270 600	321 400	342 000	373 500	393 700	419 700	466 000	504 200
再任用職員以外の職員	15	186 200	233 400	275 700	327 400	347 500	381 000	399 200	425 500	472 400	508 600
	16	187 800	236 500	280 200	333 000	352 200	386 500	403 900	431 100	476 900	
	17		239 400	284 200	336 600	356 200	391 500	408 100	434 900	481 200	
	18		242 300	287 900	339 900	359 500	394 900	411 500	438 500	485 300	
	19		244 100	291 100	342 900	362 300	398 400	415 200	442 400		
	20			293 400	345 200	365 200	401 800	418 700	446 000		
	21			295 200	347 400	367 700	405 200	422 200	449 600		
	22			297 200	349 700	370 200	408 500	425 700			
	23			299 100	351 900	372 700	411 900				
	24			301 100	354 100	375 300	415 300				
	25			303 000	356 500	377 800					
	26			304 800	358 700	380 400					
	27			306 700	361 000						
	28			308 700	363 200						
	29			310 600							
	30			312 500							
	31			314 400							
	32			316 200							
再任用職員		149 600	186 800	214 600	251 000	268 200	291 800	308 700	330 200	364 600	399 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の七十五」を「百分の七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、三重県教育委員会（次項及び附則第四項において「県委員会」という。）が三重県人事委員会（次項及び附則第四項において「人事委員会」という。）と協議して定めるところによる。

一 公立学校職員の給与に関する条例（附則第四項及び第五項において「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号。附則第四項及び第五項において「任期付職員条例」という。）第四条第三項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第八十八号）第四条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十七年十二月の期末手当の額の特例)

5 平成十七年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第二十三条第二項（同条第三項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第八十八号）第四条の規定による改正後の任期付職員条例第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第三十条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第四条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項及び次項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において職員が受けるべき給料、教職調整額、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第十六条の二第二項に規定する規則で定める額を除く。）、べき地手当（給与条例第十七条の三の規定による手当を含む。）及び管理職手当の月額（知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例（平成十七年三重県条例第二号）第八条の規定の適用を受ける職員にあっては、当該規定による額）の合計額に百分の〇・三一を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額に百分の〇・三一を乗じて得た額

6 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける者その他の規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して規則で定めるものの調整額は、他の職員との権衡を考慮して規則で定める額とする。

(規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年十一月三十日

三重県知事 野呂昭彦

三重県条例第九十一号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

別表（第2条関係）

現 業 職 員 給 料 表

区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	131,500	164,500	200,600	253,100	292,500
	2	134,000	171,200	206,600	261,500	300,900
	3	138,400	177,100	212,800	270,000	309,900
	4	142,800	183,800	219,300	278,600	319,100
	5	148,000	190,800	225,500	287,100	328,400
	6	153,800	198,000	233,900	295,500	337,600
	7	159,700	205,000	242,800	303,900	346,800
	8	170,200	212,600	251,700	312,200	356,000
	9	176,800	220,400	260,100	320,100	364,900
	10	183,800	228,300	268,500	327,500	373,500
再任 用職 員以 外の 職員	11	189,600	235,700	276,800	334,900	381,000
	12	194,900	242,100	284,900	342,000	386,500
	13	200,000	248,400	292,700	347,500	391,500
	14	205,100	254,600	300,400	369,500	394,900
	15	210,000	258,100	309,300	374,800	398,400
	16	214,400	262,900	314,600	379,700	401,800
	17	219,200	267,400	321,400	384,200	405,200
	18	224,200	272,100	327,400	388,600	408,500
	19	229,000	276,700	333,300	392,700	411,900
	20	233,800	281,000	336,400	395,900	415,300
	21	238,600	284,600	338,800	399,100	418,700
	22	242,700	287,200	341,300	402,300	422,100
	23	246,700	289,400	343,500	405,500	425,500
	24	250,400	291,700	345,900	408,700	428,900
	25	253,600	293,700	348,100	411,900	432,300
	26	255,900	295,700	350,300	415,100	435,700
	27	258,000	297,600	352,500	418,300	439,100
	28	259,900	299,400	354,700	421,500	
	29	261,200	301,300	356,900	424,700	
	30	262,600	303,100	359,100	427,900	
再任 用職 員		149,600	214,600	251,000	268,200	291,800

備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4 第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。

(二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十七年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則をここに公布します。

平成十七年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 渡辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 井村 正 勝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十五号

平成十七年改正給与条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第九十号）の施行の日（平成十七年十二月一日）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号、第二十二号又は第二十三号の規定を適用する。三重県教育委員会規則 第二十一号、第二十二号又は第二十三号の規定を適用する。）

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十七年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則をここに公布します。

平成十七年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 渡辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 井村 正 勝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十六号

平成十七年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則

（改正給与条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第一条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第九十号。以下「改正給与条例」という。）附則第五項の規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正給与条例第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第二十三条第一項後段又は第三十条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日（以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年六月一日（同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正給与条例第一条の規定による改正前の給与条例第二十三条第一項後段、第二十四条第一項後段又は第三十条第七項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員
- 二 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）の適用を受ける職員
- 三 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員
- 四 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第六十二号）の適用を受ける職員
- 五 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員
- 六 三重県教育委員会教育長
- 七 特別職に属する県職員
- 八 国家公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の職員、日本郵政公社の職員又は他の地方公共団体の職員

九 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号、第三条第一項第二号において「公益法人等派遣条例」といふ。）第十二条第一号に規定する退職派遣者

（新たに職員となった者の改正給与条例附則第五項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第二条 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正給与条例附則第五項第一号の月数の算定）

第三条 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第一号各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」といふ。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号から第五号までに掲げる者その他三重県教育委員会（以下「県委員会」といふ。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」といふ。）と協議して定めるもの（以下この号及び次条において「一般職員等」といふ。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち一般職員等として勤務した期間（同項において「特定一般職員等期間」といふ。）を除く。）

二 大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいふ）、退職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号、以下「法」といふ。）第二十八条第二項の規定により退職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいふ）、専従退職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいふ）、長期自己研修期間（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により退職にされていた期間をいふ）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項又は公益法人等派遣条例第一条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいふ）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号、第四号において「育児休業法」といふ。）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいふ）又は福利厚生等休暇期間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号、第四号において「勤務時間条例」といふ。）第十七条第一号に規定する福利厚生等休暇を与えられていた期間をいふ）

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいふ）

四 給与条例第二十七条第二項、育児休業法第九条第二項又は勤務時間条例第十六条第三項若しくは第十七条の二第三項の規定により給与を減額された期間

五 前各号に掲げる期間以外の期間であつて、給与条例第二十七条第一項の規定により給与を減額された期間

2 改正給与条例附則第五項第一号の規則で定める月数は、平成十七年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間（特定一般職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（特定一般職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（特定一般職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正給与条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の〇・二一を乗じて得た額（第五条において「附則第五項第一号基礎額」といふ。）に満たないもの

（一般職員等であつた者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第四条 改正給与条例附則第六項の規則で定める者は、一般職員等とする。

2 改正給与条例附則第六項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正給与条例附則第六項の規則で定める額は、改正給与条例附則第五項第一号及び第二号に掲げる額並びに一般職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額の合計額（第一条で定める職員にあつては、改正給与条例附則第五項第一号に掲げる額及び一般職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額の合計額）とする。この場合においては、一般職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。ただし、これにより難い場合にあっては、他の職員との均衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して特に認める額とする。

（端数計算）

第五条 附則第五項第一号基礎額又は改正給与条例附則第五項第二号に掲げる額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年十一月三十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十七号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次

のように改正する。

別表第一を次のように改める。

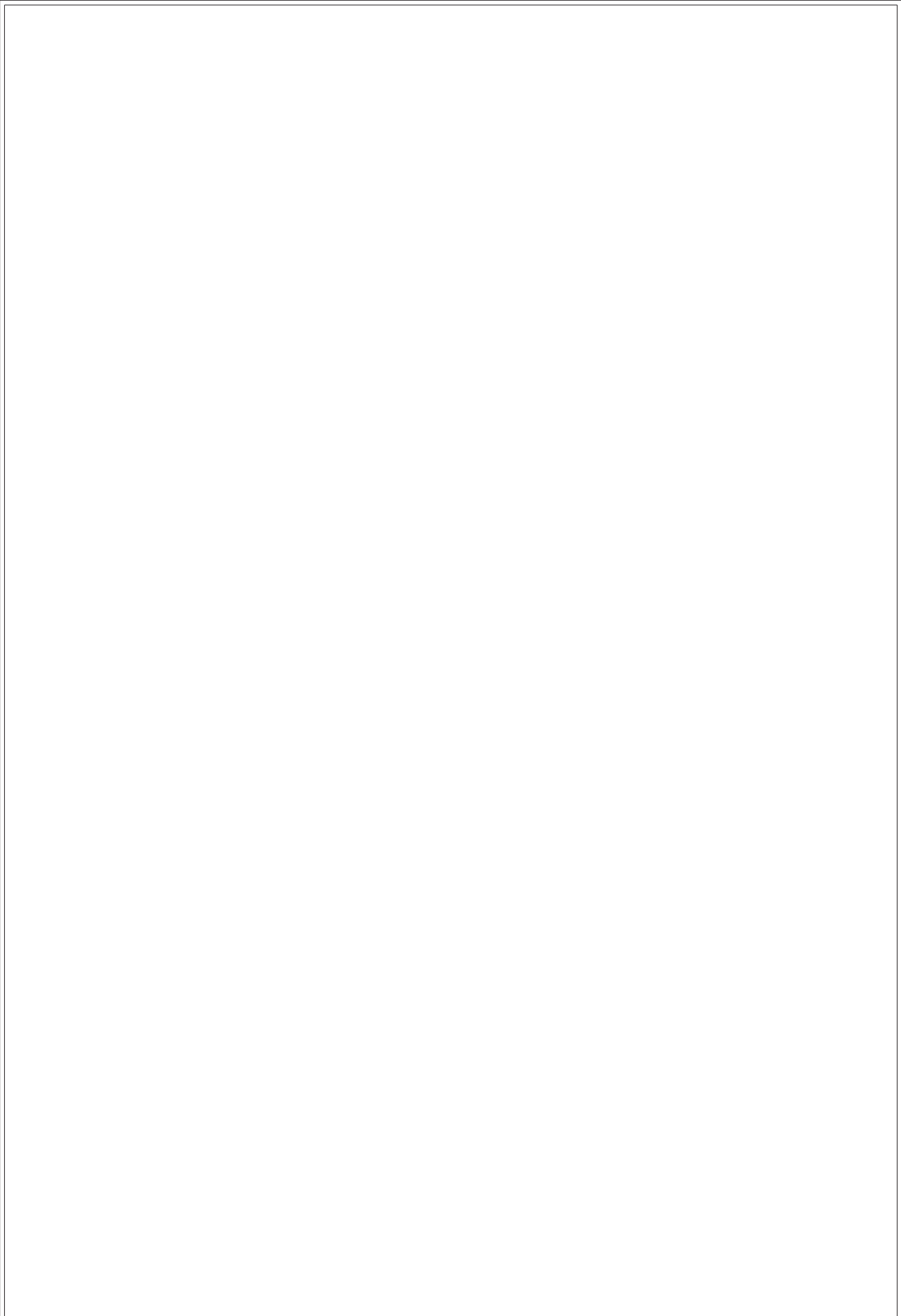
別表第一（第一条の三関係）

調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	一級	九、三〇〇円。ただし、二号給六、六一五円、三号給六、八八九円、四号給七、二二三円、五号給七、五六九円、六号給七、九六九円、七号給八、四一九円、八号給八、七二六円、九号給九、〇一三円
	二級	一一、六〇〇円。ただし、二号給八、五七二円、三号給八、八八三円、四号給九、一九三円、五号給九、五二六円、六号給九、八八二円、七号給一〇、三七二円、八号給一〇、八九〇円、九号給一一、四二二円
	三級	一二、九〇〇円
	四級	一四、〇〇〇円
中学校・小学校教育職給料表	一級	八、四〇〇円。ただし、二号給六、六一五円、三号給六、八八九円、四号給七、二二三円、五号給七、五六九円、六号給七、九六九円
	二級	一一、五〇〇円。ただし、二号給七、三〇八円、三号給七、六八一円、四号給八、〇八二円、五号給八、五七二円、六号給八、八八三円、七号給九、一九三円、八号給九、五二六円、九号給九、八八二円、十号給一〇、三七二円、十一号給一〇、八九〇円、十二号給一一、四二二円
	三級	一二、五〇〇円

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
森田印刷株式会社